

不覚にも最近初めて知ったのが、国内で親による「実子連れ去り」事件が多発しているという。

わが目撃「実子の「誘拐」

「存じない誣者には、にわか信じられないであろう。妻がある日突然、実子を連れ去り、行方の分からないまま何年も子供に会えない夫が、関係者の話では今の日本に何千人もいるというところを(後述の「支援措置」を受けた者は平成28年に横浜市で1515件。ただし夫による連れ去りは少ない)。妻は一方的に夫のDV(家庭内暴力)を主張するが、夫には心当たりもない。よく調べると背後にいわゆる人権派弁護士がおり、妻はその弁護士によって唆されかくまわれているらしい。実子を連れ去られた夫が警察に相談しても「民事不介入」ということで警察は相手にせず、逆に夫が子供を連れ戻そうとすれば、警察によって阻止される。

最近相談を受けた大手企業勤務のN氏の場合、平成23年10月、左翼弁護士に洗脳された妻が女の子を連れて突然家を出してしまい、

急げ 「実子連れ去り」問題解決を

その後11年間、子供とは会っていない。娘さんは現在21歳になるが、漸く得られた情報では9年間引きこもったままだったという。精神科医の話では「お父さんと会わせないことで、心理的虐待を受けた可能性が高い」とのことだ。

弁護士の「実子誘拐」「シネス

彼らいわゆる人権派の左翼弁護士たちの典型的なやり方はこうだ(エドワーズ博美著「虚偽DVによる子供連れ去り被害の実態」《祖国と青年》、池田良子著「実子誘拐とシネスの闇」など)。妻が夫婦喧嘩などで行政機関と連携する女性センター(支援センター)に相談に行くと、相談員たちがフェミニズム思想によって妻を指導ないし洗脳し、一方的に夫をDVの加害者に仕立ててしまふ。そしてセンターは証明書を発行、妻がこれを持って自治体の窓口へ行くと、担当者は夫の意見を

正論



教授 名誉客員 日本大学 百地 章

全く聞かぬまま「支援措置」を決定し、妻の住所は閲覧できなくなる。生活保護費も支給される。子供を連れて妻はDVシエルト(一時保護施設)に入るが、その間、子供は学校にも行かず、ひたすら父親を怖い人と教えられしをさせ子供を転校させる。

会交流を希望しても「子供が会いながら」等の一方的理由をつけて面会は拒否される。こうして時がたつうちに家庭裁判所で「継続性の原則」(継続して子供と生活を続けた親の方に親権を与える方が子にとって環境変化がなく妥当という考え方)が適用され、夫はますます不利になる。

そこで仕方なく子供に会わせるという条件で離婚しても、約束は反故にされ子供には会えない。人権派の左翼弁護士たちは組織的にこのような「誘拐シネス」

務連絡が発せられた。また「正当な理由のない限り未成年者略取罪に当たり、それを現場に徹底する」旨の見解も示された。これが実行されれば、連れ去り問題はかなり解決できよう。因みに米国では実子誘拐は重罪である。もう一つは「支援措置」制度の見直しである。現在は連れ去り親の意見だけ聴いて支援措置を決定するという安易なやり方がまかり通っているが、本来は警察の立ち合いのもと双方の意見を聴いた上で事実認定を行い支援措置の是非を決定すべきだ。

もちろん当事者が深刻なDVを受けている時は、緊急手段として仮の支援措置を行う必要がある。しかしその際も追跡調査の上下正式決定を行うべきだ。

日本は各国から「拉致国家」の烙印を押されており、EU(欧州連合)議会は2020年7月、「実子誘拐禁止を日本政府に求める決議」を採択した。被害者である可哀そうな子供たちも別居親を速やかに救済するため、今こそ国は本気で解決に乗り出すべきだ。(ももち あきら)